

---

学芸大学駅周辺地区整備計画推進 平成 22 年度 第 2 回地区懇談会 議事概要

日 時：平成 22 年 11 月 25 日（木） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

場 所：鷹番住区センター 2 階 第 3・4 会議室

出席者：メンバー：11 名

目黒区：都市整備課：幡野課長、双木係長、栗原主査

コンサルタント：益永、小林、本田

---

1 報告事項、資料等の説明

- ・ 「あんしん歩行エリア形成事業」の進捗状況について
- ・ 「地区整備計画」実現の具体的な取組みについて

2 意見要旨

「あんしん歩行エリア形成事業」の進捗状況について

整備順序（見直し案）について

- ・ あんしん歩行エリアの整備順序というのは、安全を考えて優先順位をつけたのか、または区の財政状況を踏まえて、この計画が無期限に延びるという可能性も念頭に順位を決めたのか。財政状況から事業が途中でストップした時に、その順序で一番重要なところから整備を行うというのは、違う観点から必要ではないか。
- ・ 学芸大学駅周辺地区整備は全部で 8 つある。駅交流広場一体整備、周辺自転車対策、安全安心快適なネットワーク、碑文谷公園の魅力化、小学校や住区センター、旧六中跡地の福祉環境などの向上、将来の補助 26 号線の整備を契機としたまちづくり、商店街の景観形成、住民が主体となって進めるまちづくり。
- ・ 今年は、3 番目の安全安心快適なネットワークについて進めており、また、駅周辺自転車対策はこれから行うであろうし、駅交流広場は東急電鉄がこれから行うであろうし、7 番目の商店街の景観というのも行うと思う。しかし、残りの整備は、どうなるのか。碑文谷公園の魅力化と住区センターについては、今日の議論には出なくとも、並行して考えているのか、それとも財政などの関係で今年は議論の余地がないのか教えて欲しい。  
整備順序については、まず交通上の危険性が高い路線から対応するという考え方は変わらない。  
当面、23 年度事業については行うし、24、25 年度については、見直しは立っている。  
目黒区の実施計画は 3 年毎に見直しをすることになっている。財政状況に応じて、一年間の整備量は変わっていかざるを得ないかもしれないが、現時点では、全部を整備していくということで想定している。  
国の補助金を受けていると、こちらから事業を打ち切るということは、従来の補助金制度では簡単にはできない。  
また、仮に途中でやめるといふのであれば、整備順序の変更も検討しなければならないが、今の時点では必要ないと考えている。  
碑文谷公園の魅力化や住区センターの改修については、今回の見直しの中で、一部事業の先送りというものもあるが、今の時点で整備を中止するとは言えない。事業年度の延期となっているので、財政状況等を見極めながら再度検討という形になっている。

鷹番通りの整備について

- ・ 鷹番通りの中央線がない場所（五本木の交差点～東京三菱 U F J）に中央線をつけるとい

う話をしているのか。どこからどこの話をしているのか。

東口銀行前から目黒通りの区間について、今よりも1mほど車幅を狭めて中央線を取り歩行空間を広げる事で、車のスピード抑制と交通事故の防止、歩行者の安全確保を図っていくことを考えている。

- ・ 三浦医院から目黒通りは、抜け道にもなっており、車が結構スピードを出している。東京三菱UFJから五本木にかけての通りは狭く、またバス通りとの交差点が鋭角になっており危険。どこの交通安全対策をするのか。

交通事故を減らそうということで、学芸大学駅周辺地区全域をあんしん歩行エリアに指定している。いわゆる交通安全対策に結びつくものを総合的に、面として一体的に整備し、エリア全体で自転車と歩行者の交通事故を減らすことが趣旨である。既存の道路をいかに安全に使っていくか、安全に使えるように工夫するかというのが今回の対策であり、それを総合的に行うことで相乗効果をもたらし、また、外から来るドライバーに対しても注意喚起、進入抑制などを行っていくことを考えている。

「地区整備計画」実現の具体的な取組みについて

学大商店街ルールについて（全般）

- ・ 東西商店街については、写真のように自転車や商店街の看板がないとすっきりして見える。しかし、歩行部と車道部を区別して路面をきれいに整備しても、結果的に、拡幅された両側の歩行部が商品や自転車を置くスペースになってしまっただけで意味がない。
- ・ 商店街ルールも、つくって100%守る事ができるとは思わないが、実際に整備したものが無駄にならないようにすべき。
- ・ ルールのたたき台をもとに、それぞれの商店街でルールができればいいと思う。
- ・ みんなのルールというのなら、ルールづくりには消費者の視点を入れた方がよい。
- ・ ルールについて、この懇談会でイエスやノーをいう、とかいう事ではなく、違った目でアドバイスが出来るのではないかと、いう事。
- ・ 消費者が抜けて、売る側だけの論理で進めると違うものができる。消費者と売る人が対立するものではない。みんなのルールの中には買う人も含まれるので、そういう事も考えて欲しい。
- ・ みんなのルールは、商店街だけで行っていると言われるが、消費者の事を考えて行っているのも事実である。
- ・ 看板を路上に出すのをやめようということについては区報にも出ていたが、ソフトな呼びかけだけではイメージ写真のように出来ない。ルールをつくる段階で厳しくしなければ難しいと思う。

商店街の交通安全対策として、物理的なものは区が整備するが、使い方については、商店街の協力がなければ出来ない。商店街の皆さんも放置自転車の対策をなんとか考えていかなければならない、という考え方である。

商店街ルールについても、根拠となるものをつくりたいので提案して欲しいという事があり提示した。消費者の視点については商店街の皆さんも理解しており、松蔭商店街のように、商店街の取組みを知らせることを考えている。

ルール自体は柔らかいものではあるが、これをお客に宣言・提示することによって、実効性のあるもの、強制力のあるものにはできるのではないかと、いう事も考えている。

また、24年度に工事が始まるのをきっかけとして、それまでに問題を解決することを目指して、取り組んで頂いている。

店舗利用客の駐輪対策については、不便はかけるが、基本的には駐輪場を使っていた方向で持っていきたい、ということをお話している。

消費者の意見を聞く必要があるという事は先日の会合でも出ている。商店街に具体的なルール案をつめてもらい、その後、懇談会で消費者としての意見をもらう、という形にできないか、と思っている。

#### 学大商店街ルールについて（商品陳列）

- ・ 店舗を借りる側は、路上の商品陳列の有無が大きく影響することが考えられるため、道路交通法などの側から言わなければ無理なのではないかと思う。商店街側から自粛しましょうという事ではまず無理だし、大家さんは言えない。目の不自由な方や車椅子の方の安全を何とかしようという事なら、そこでなんとかしてもらえないか、というしかないのではないか。

商品はみ出しは、法律的に違法なので区の道路管理課と警察でも取締りをしているが、いたちごっこになっている。

やはり、商店の皆さんに少しずつ理解してもらい、整備までの二年間、必要性を周知しながら時間をかけてルールをつくっていく事が大切であり、そうでなくてはルールは守られない。

例を挙げれば、武蔵小山の商店街は、商品を自主的にさげている。道路の際ではなく、45～50cmほどのところにテープが貼っており、自主規制をしている。また、商店街の中でパトロールも実施している。

商品はみ出しが、顧客に結びつかないという事を理解して頂き、大阪の末門町のように、段階的にでも実施することが必要。

- ・ 今やっている取組みは、商店街の方々に協力を願って、今後議論をしていく。ある段階でオーナーにも情報を提供して、お願いする事も必要だと思う。

会合の中でも、オーナーにも参加して頂かなければならない、という話が出ている。

#### 学大商店街ルールについて（放置自転車）

- ・ 商店街に限らず、駅周辺の放置自転車は、放置自転車対策として撤去を行っているし、駐輪場への誘導も行っている。駅周辺全体の放置自転車対策を考えなければいけない。撤去を行う中で、そこには止められないという事を伝えていく必要がある。
- ・ 商店街でも、何十年も前から放置自転車対策を行っている。会員も駅前に朝から1～2時間立ったりしている。駅前や商店街は駐輪禁止のおかげで、放置自転車が少なくなって、よい印象を受けると思う。
- ・ しかし、その自転車は町会に流れ、町会で資源ごみ置き場に指定したところに自転車が置いている。ダンボールを置くところに困って、別の場所に置いてしまうのが現状。駅前や商店街に自転車が少なくなった反面、その犠牲もあるということも、分かって欲しい。
- ・ シルバー人材のパトロールには権限がないことは分かっているが、目の前で止めても声を掛けられないのは納得できない。
- ・ 3ヶ月間毎日実施するくらいの事が必要。撤去日をわざわざ予告をする必要はないのではないか。
- ・ お客の場合、一般の商店で買い物する時間は10分あるかないか。ふだを付けるのも対策の一つということで良いと思う。
- ・ 区でも放置自転車をどうにかしようと思うのであれば、何が有効かとういうことを真剣に考えてほしい。予告する事は、放置を認めている事と一緒に思う。
- ・ お互いに協力して、一番多い時間帯が何時かというのを調査しても良い、と提案している。しかし、区からは業者の立場を考えて、早い時間に繰り上げているという回答が返ってくる。多摩川の土手を借りて、実施してみてもどうか。取りに行ける訳がない。そこまでやらないと、放置自転車はなくならないと思う。

区の自転車対策の担当も出席して、そのような議論も続けているが名案はなかなか出な

い。放置自転車に関しては、持っていった自転車の持ち主からの苦情の電話が非常に多い。

- ・ 駐輪禁止のところにおいて、苦情がきて謝るという事は、おかしい。

その日のうちに取りに来れるということを前提に実施しなければならない。持っていったものは、当日にどこどこに行けばあります、というのを全て表示・説明している。

放置自転車を何とかしたいというのは分かるが、行政が関わる以上、それは人の財産であり、それを一時保管するという事にはルールがある。

放置自転車対策は、商店街が中心になって頂いている。商店街通りは放置自転車が多く、それに対して、商店街の方が非常に迷惑をしていて、商売上も影響が出てくる、ということから始まっている。非常に難しい問題があるというのは分かっている。東急の駐輪場や東急ストアがオープンするという事で、放置自転車勉強会等を通じて、集中的に担当部署で撤去を実施してもらったことがあるが、そうすると自転車を放置しにくい状況にはなる。

#### その他

今回提示した全体計画の整備順序変更案は、一部抜けている路線があるため、水道及びガス工事と調整の上、修正して配布する。

次回の地区懇談会は、2月24日(木)午後7時を予定している。

以上